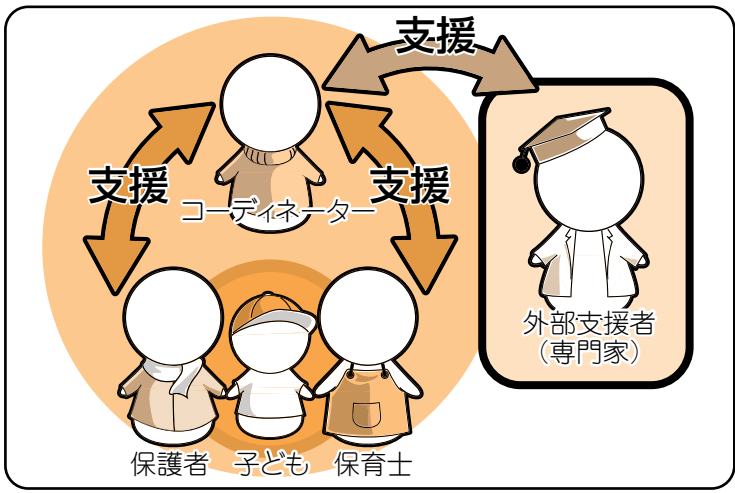


すべての子どもが「自主的・主体的」に活動する保育を目指して

加東市では、すべての保育所において、保育士が支援を必要とする子どもを的確にサポートできるような、平成21年度から「障害児等保育支援事業」を行っています。

障害児等保育支援事業の目的は、支援が必要な子どもだけでなく、すべての子どもが自ら考え、自ら行動できる保育環境の実現です。



「障害児等保育支援事業」
各保育所でのコーディネーター養成
● 専門家による保育所巡回相談
● 保育関係者を対象とした研修会開催 等

(1) コーディネーター養成
コーディネーターとは、日々の保育がスムーズに進むように、次の3つの役割を担う保育士です。各保育所に1人ずつ養成されています。

① 担任保育士からの相談を受ける
② 課題解決や情報共有のための会議を開催する
③ 保育所・保護者・関係機関が連携するための橋渡しをする

コーディネーターは毎年、市が開催する「コーディネーター研修会」に参加し、障害児等保育に関する資質向上に努めています。そして、コ

ーディネーターのレベルアップは、保育所全体の支援力の向上につながっています。通常、支援が必要な子どもをサポートするには、外部の専門家との連携が不可欠です。しかし、保育所内にコーディネーターがいることで、担任保育士との情報・事例の共有などにより、支援が必要な子どもへの支援方法を園全体で見出し、いくことが可能になります。

保育所全体の保育力・支援力を向上させ、子ども一人ひとりに合う、継続的で丁寧な支援をスピーディーに実現できることが、各保育所にコーディネーターを養成する利点です。

(2) 専門家による保育所巡回相談
加東市役所子育て支援課の統括コーディネーターと外部専門家（兵庫教育大学の研究者）が年2回、市内全保育所を訪問しています。各保育所の保育実態や課題を把握することで、解決に向けた指導・助言を行うことができます。

(3) 保育関係者を対象とした研修会の開催
市内の保育関係者を対象とした合同研修会を年3〜4回開催しています。平成25年度には2回開催しており、延べ107人の参加がありました。発達障害児等の理解や、具体的な支援方法などについて学びました。

事業開始から5年が経過し、各保育所のコーディネーター自身のスキルアップ、同時に保育所全体の支援力も向上してきています。加東市では、今後子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきます。

コーディネーター研修会

毎年、コーディネーターの支援力を高めるために実施しています。平成24年度からはさらに内容を高めた「スキルアップ研修会」として実施し、次のようなことを学びました。

- 1回目 子どもに対する支援の方法や、コーディネーターの役割の見直し
- 2回目 保育所の保育士一人ひとりに行ったアンケート結果から、保育所の支援力の現状や課題、目標を見出す方法の検討および実践
- 3回目 保育所が実践した結果を報告しあい、共有



研修会の効果 ～保育所での実践～

保育所では、子どもが自主的に行動するために、どのように関わると良いか等を具体的にまとめました。また、保育の様子をビデオに撮り、保育室の環境（物の配置、子どもたちの動線）や保育士の行動が子どもの活動により良く働いているかなどについて、検討を重ねました。

平成26年度

障害児タイムケア 利用者を募集します

障害のある中学生、高校生の下校後の活動場所の確保、社会に適應するための生活指導、保護者の就労支援を目的に「障害児タイムケア事業」を実施しています。

障害児タイムケア事業をご利用いただける方は、次の①から③のすべてに該当する方です。

- ① 加東市に住所があり、身体障害者手帳または療育手帳を所持されている方
- ② 中学校、高等学校、特別支援学校中等部および高等部に在学されている方
- ③ 同居する18歳から65歳の家族が、仕事や病気、家族の介護などの理由で見守ることができないため、放課後、夏休みなどに活動場所が必要な方

日時 月曜日から金曜日の下校後から18時まで
夏休みなどの長期休業期間は8時30分から18時まで
料 金 月額6,000円
(8月は15,000円)

場 所 ラポートやしろ2階

- ① 利用申込書
 - ② 勤務証明書など家族が見守ることができないことを証明する書類
 - ③ 障害者手帳の写し
 - ④ 印鑑
- 申込方法
12月25日(水)までに、必要書類を社会福祉課へ提出してください。

申込書類は、社会福祉課の窓口で配付のほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※受付期間終了後、面接を行います。利用者を決定します。
問い合わせ
福祉部社会福祉課(社庁舎)
43・0409

重度心身障害者(児)介護手当振込みのお知らせ

平成25年7月から9月まで(3カ月分)の重度心身障害者(児)介護手当は、11月25日に指定口座に振り込みましたのでご確認ください。

特別障害者手当等の振込みのお知らせ

平成25年8月から10月まで(3カ月分)の特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置分)は、11月8日に指定口座に振り込みましたのでご確認ください。

特別障害者手当等は平成25年10月分から次のとおり手当額が改定されました。

	(平成25年9月まで)	(平成25年10月から)
特別障害者手当	26,260円 →	26,080円
障害児福祉手当	14,280円 →	14,180円
福祉手当(経過措置分)	14,280円 →	14,180円

問い合わせ 福祉部社会福祉課(社庁舎) ☎43-0409

子育て支援に関するアンケート調査にご協力を

幼児期の学校教育・保育を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から全国で始まる予定です。新制度導入にあたっては、各市町村が、子育て家庭の実情を把握したうえで、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

加東市においても、計画策定に向け、市民のみなさまの子育てに関する現状とご希望をお伺いするため、アンケート調査を実施します。

加東市の今後の子ども・子育て施策のあり方を左右する大変重要な調査です。みなさまのご協力をお願いいたします。

- 調査対象 小学生以下のお子さまがおられる世帯のうち、無作為抽出により2,000世帯にアンケートをお送りします。
- 調査時期 平成25年12月中旬
- その他 ご回答いただいた内容は、市や国・県の子育て支援施策の検討にのみ利用します。

問い合わせ 福祉部子育て支援課(社庁舎) ☎43-0408